

# ハートパル

2016年  
11月  
174号

毎年 11 / 12 ~ 25

## 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、**女性の人権を著しく侵害する**ものであり、**決して許されるものではありません！**

### 夫やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、配偶者や恋人など親密な関係において、相手を暴力で支配し、思い通りにコントロールしようとする事です。DVは、特別な家庭だけに起こる特別な問題ではなく、誰にでも起こる身近なことです。

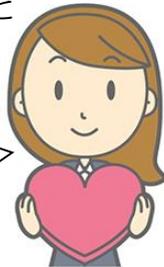
- ＊身体的暴力・・・殴る、蹴る、引きずりまわす、物を投げつけるなど
- ＊心理的暴力・・・大声で怒鳴る、罵る、脅す、無視するなど
- ＊性的暴力・・・性行為を強要する、避妊に協力しないなど
- ＊経済的暴力・・・生活費を渡さない、働きに行かせないなど
- ＊社会的暴力・・・行動の制限、友人に会わせない、携帯電話で監視など

### 性暴力・性犯罪（レイプ、わいせつ、痴漢、セクハラ）

性暴力は、性に対する人権侵害です。性的被害によって、身体に対する直接的被害だけではなく、精神的なダメージが強く、「ショックによる心身の不調」「性暴力に対する誤解や偏見による精神的な苦痛」「外出が難しくなる、人とのコミュニケーションが困難になるなどの孤立」「就業が難しくなる、医療費がかかるなどの経済的困窮」など様々な影響にあります。

- ＊同意のない、強要された、望まない性的行為
- ＊多くは計画的に行われ、加害者は身近な人、顔見知りなど
- ＊被害の3分の1は被害者宅で起きている
- ＊夫婦間、恋人間でも起きている

私たち一人ひとりが正しい理解と知識を持つことが、被害者を支えることにつながります！



愛されていると思っていない？  
配偶者やパートナーからの「暴力のサイクル」は、ひとりでは抜け出せません。

ひとりでは悩まず！ まずは相談を！

0570-0-55210

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。  
配偶者からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアル・ハラスメント等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。

パープルリボン  
は、女性に対する暴力をなくす運動のシンボルです。

性暴力被害者支援  
**サポートながさき**

性暴力被害相談専用  
ホットライン

**095-895-8856**

月～金 9:30～17:00  
(土日祝祭日、年末年始を除く)

性暴力の被害にあわれた方の専門サポート機関です。専門の相談支援スタッフが、こころとからだを守るための支援をおこないます。秘密は厳守します。

